

改正後	改正前
<p>(3) 浜田市住宅リフォーム助成事業</p> <p>○目的 市民の居住環境の向上等</p> <p>○事業概要</p> <p>①補助対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>子ども、高齢者、障がい者、U・Iターン者が居住している。</u> ・ 市内に住所を有している。<u>(U・Iターン者はリフォーム工事後でも良い。)</u> ・ 市税を滞納していない。 <p>②補助対象住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市内の個人住宅、併用住宅の個人部分</u> <p>③補助対象工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>子ども、高齢者、障がい者、U・Iターン者に配慮したリフォーム工事で、それに要する費用が20万円以上である。</u> ・ 施工業者が、市内に事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主である。 ・ 補助金の交付決定後に工事に着手し、交付申請をした日の属する年度の3月31日までに対象工事が完了する。 ・ 補助対象となるリフォーム工書の部分について、他の同種の補助金を受けていない。 <p>④補助の金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象工事に要する費用の額の10分の1に相当する額で、20万円を限度とする。 	<p>(3) 浜田市住宅リフォーム助成事業</p> <p>○目的 市民の居住環境の向上等</p> <p>○事業概要</p> <p>①補助対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に住所を有している。 ・ 市税を滞納していない。 <p>②補助対象住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>昭和56年6月1日以後に着工された住宅（新耐震基準に適合している。)</u> ・ <u>昭和56年5月31日以前に着工された住宅のうち、耐震診断を実施した住宅。</u> <p>③補助対象工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>既存住宅の安全性・耐久性・居住性の向上のために行う改築、増築（10㎡以内のものに限る。）、修繕、模様替え及び設備改修で、それに要する費用が50万円以上である。</u> ・ 施工業者が、市内に事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主である。 ・ 補助金の交付決定後に工事に着手し、交付申請をした日の属する年度の3月31日までに対象工事が完了する。 ・ 補助対象となるリフォーム工書の部分について、他の同種の補助金を受けていない。 <p>④補助の金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象工事に要する費用の額の10分の1に相当する額で、20万円を限度とする。